

狭山市市勢要覧作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、狭山市市勢要覧作成業務委託（以下「本業務」という。）の業者選定にあたり、優先交渉権者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名称 狭山市市勢要覧作成業務
- (2) 業務内容 別紙「狭山市市勢要覧作成業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年10月11日（金）まで
- (4) 提案上限額 4,020,000円（消費税及び地方消費税を除く）

3 優先交渉権者の選定方法

企画提案書等の関係書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査・評価し、本市に最も適した提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

4 事務局

狭山市 企画財政部 広報課 （担当者：岩瀬、菅間）

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

電話 04-2935-3765（課直通）

ファクス 04-2953-1117（課直通）

e-mail koho@city.sayama.saitama.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 参加申し込みの日から受託者確定の日までの期間、狭山市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 狭山市暴力団排除条例第2条（1）、（2）の規定に該当していないこと。
- (4) 参加申し込みの日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年間に行政機関へ、本業務と同種、又は類似業務の受託実績が1回以上あること。
- (7) 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。

6 参加者の募集

(1) 募集方法

狭山市公式ホームページにおいて公募する。

(2) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

(3) スケジュール

項目	日程
公募の開始	令和6年4月4日(木)
質問書の提出期限	令和6年4月17日(水) 午後5時
質問書の回答期日	令和6年4月19日(金)
参加申込書の提出期限	令和6年4月24日(水) 午後4時
企画提案書等の提出期限	令和6年5月8日(水) 午後5時
1次審査結果の通知	令和6年5月14日(火)
2次審査(プレゼンテーション)の実施	令和6年5月24日(金) 予定
選考結果の通知	選定後1週間以内
契約締結に向けた協議	令和6年6月上旬
契約締結	令和6年6月上旬

※ 日程については、本市の都合により変更する場合がある

(4) 質問の提出方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等を作成する上で必要な事項に限ることとし、質問書(様式1)により提出すること。

なお、口頭による問い合わせには応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問い合わせを行う。

- ① 受付期限 令和6年4月17日(水) 午後5時必着
- ② 提出方法 電子メール(事務局のメールアドレス宛)

※ 送信した旨を電話連絡すること

- ③ 回 答 提出された質問の要旨とその回答を、令和6年4月19日(金)までに狭山市公式ホームページに掲載する。なお、個別に回答は行わない。

(5) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書等の関係書類を提出する。なお、期限までに関係書類を提出しない者、又は参加資格の要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

- ① 提出書類
- ア. 参加申込書(様式2)
 - イ. 会社概要書(様式3)
 - ※ 法人の案内書又はこれに相当する書類(パンフレット可)があれば提出すること
 - ウ. 財務諸表(過去3年分の貸借対照表及び損益計算書の写し)
 - エ. 納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について、未納税額のない証明。申請日前3か月以内に発行されたもの。※写し可)
 - ※ 狭山市に本店・支店・営業所を有する場合は、別途市税の完納証明書が必要
 - オ. 類似業務実績書(様式4)
 - ※ 業務実績は3件以内とする
- ② 提出部数 正本1部、副本2部
- ③ 提出期限 令和6年4月24日(水)午後4時必着
- ④ 提出方法 郵送又は持参
 - ※ 郵送で提出の場合は、書留など記録の残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること
- ⑤ 提出先 事務局(狭山市企画財政部広報課)

(6) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加申込書等の関係書類の提出期限をもって行い、参加資格がないと認めた場合には、書面とメールで通知する。

なお、この時点で参加希望者が5者以内であった場合、「7 提案内容の審査」における1次審査(書類審査)は行わず、2次審査(プレゼンテーション)のみで優先交渉権者を選定することとし、2次審査の日程等を、全ての参加希望者に

書面と電子メールで通知する。

(7) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、仕様書を踏まえた企画提案書等を作成し提出する。

① 提出書類 ア. 企画提案書（A4版、任意様式、枚数制限なし）

イ. 表紙等デザイン案（B5版、4色刷り、6ページ程度）

※1 表紙、裏表紙、構成意図を伝えやすいと思われるページ紙面（任意選択）4ページ程度の計6ページ程度の冊子見本を、提案する用紙を使って作成し、提出すること

※2 表紙のデザインと冊子のタイトルは、具体的な提案をすること。ただし、表紙には必ず「狭山市市勢要覧」の文字を入れること。各ページの文章や写真はサンプルでも可（○○○や■ ■ ■などの記号表示は不可）

ウ. 参考見積書（様式5）

② 提出部数 正本1部、副本6部

※ 1部ずつファイルに綴じて提出すること。副本は社名及び社判等、明記しない形で提出すること

③ 提出期限 令和6年5月8日（水）午後5時必着

④ 提出方法 郵送又は持参

※ 郵送で提出の場合は、書留など記録の残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること

⑤ 提出先 事務局（狭山市企画財政部広報課）

(8) 途中辞退

本プロポーザルに参加申込みをした者が途中辞退する場合は、プレゼンテーションの前日までにプロポーザル辞退届（様式6）を提出する。

なお、辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。

7 提案内容の審査

(1) 1次審査（書類審査）

① 審査方法

6者以上から提案があった場合、事務局は、関係書類について、別紙2「評価基準」により書類審査を行い、得点の高い順に上位3者までを2次審査の対象として選定する。

② 1次審査結果の通知

2次審査の対象から外れた者には、令和6年5月14日（火）午後5時までに、書面と電子メールで通知する。

なお、2次審査の対象として選定された者には、2次審査の日程等を記載する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

1次審査を通過した提案者は、2次審査の審査・評価を行うために設置する別紙1「狭山市市勢要覧作成業務選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員に対し、提出した企画提案書等のプレゼンテーションを行う。なお、その他審査に必要な事項等は事業者選定委員会設置要綱を別に定める。

① プレゼンテーションの実施日時・場所

実施日 令和6年5月24日（金）予定

※1 時間、場所は後日通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、本プロポーザルの担当課が抽選により決定する

② プレゼンテーションの方法

ア. 内容及び説明者

プレゼンテーションは、企画提案書等の内容に沿ったものとし、本業務を直接的に担当する者が行う。ただし、質疑応答については、その限りではない。

なお、追加資料及び資料の差し替えは認めない。訂正がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。

イ. 持ち時間

提案説明30分（機器を使用する場合、その接続時間は含まない）、質疑応答15分とする。

ウ. 参加人数

会場に入室できるのは、説明者を含め3名までとする。

エ. 機器等の使用

提案説明にプレゼンテーション用のソフトを使用する場合は、事前に申し出ること。なお、その場合、プロジェクター及びスクリーンは委託者が用意するが、パソコン及び配線等必要な機器等は提案者が用意すること。

オ. プレゼンテーションの延期

本プロポーザルは、都合により延期する場合がある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできず、損害があっても、その賠償を請求することはできない。

カ. 社名等の不記載

名等を伏せた状態での審査とするため、提案資料及び発表資料等にこれを記載しないこと

③ 審査方法

選定委員会の委員は、別紙2（評価基準）に基づき、企画提案書等の関係書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査・評価する。

なお、提案者が1者であっても審査を行う。ただし、評価の最低基準点は、満点（100点）の6割とし、それを下回る場合は選外とする。

④ 価格評価点数の算式

価格評価点数については、以下の算式をもって算出する。

〔算式〕 事業者全ての提案金額の平均を基準価格（10点）とし、その基準価格からの乖離値をもって価格評価点数とするものとする。提案が1社の場合は提案金額を基準価格とする。

基準価格及び±2%以内	10点
基準価格 ±4%以内	9点
基準価格 ±6%以内	8点
基準価格 ±8%以内	7点
基準価格 ±10%以内	6点

8 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

2次審査の結果、評価点数が最も高い者を、優先交渉権者とし、次に評価点数が高い者を、次点交渉権者として選定する。

なお、評価点在同点の者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定する。

9 選定結果の通知

選定結果及び提案者の総合評点は、選定後1週間以内に、全ての提案者に書面と電子メールで通知する。

10 契約交渉及び見積書の提出

優先交渉権者は、委託者と契約に向けた仕様の最終調整を行い、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

なお、優先交渉権者と委託者との契約が合意に至らなかった場合は、委託者は、次点交渉権者と契約に向けた調整を行う。

11 契約の締結及び支払方法

委託者は、前項で契約の協議が整った者と、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）の規定により随意契約を締結する。

なお、支払い方法は業務完了後の一括払いとする。

12 留意事項・その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 本プロポーザルに対し、2以上の提案はできない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類が期限内に提出されない
 - ② 提出書類に記載すべき事項が記載されていない
 - ③ 提出書類に虚偽の記載がある
 - ④ 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席
 - ⑤ その他、本実施要領の規定に合致していないと認められる
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルを実施するために必要な場合、複写・複製することがある。ただし、本プロポーザル以外の目的で、提案者に無断で使用することはない。
- (6) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、原則情報公開の対象とする。
- (7) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する問い合わせには一切応じない。また、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議申し立ても受け付けない。
- (8) 見積金額は、契約金額を保証するものではなく、本業務に係る経費の見込み額とする。
- (9) 契約締結した者が提案した企画提案書等の著作権は、市に帰属する。